

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
4月11日
(金曜日)

目次

○告示	生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....一
	保安林予定森林(二件)(森林整備課).....二
	共同漁業権の免許(水産振興課).....四
	漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(四件)(水産振興課).....四
○公告	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....五
	家畜商講習会の開催(企画流通課).....五
	基本測量の実施の終了(監理課).....六
	一般競争入札の実施(技術管理課).....六
	山口都市計画道路事業の施行(都市計画課).....七
	山口都市計画道路事業の事業計画の変更(都市計画課).....八
○教委告示	指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定、指定の変更及び指定の解除.....八
山口県告示第百四十号	
	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社リトル バード	岩国市中津町 一丁目四番八 号	ことりの介護 サービス	岩国市中津町 一丁目四番八 号	訪問介 護	平成二六、 三、三

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社リトル バード	岩国市中津町 一丁目四番八 号	ことりの介護 サービス	岩国市中津町 一丁目四番八 号	介護予 防訪問 介護	平成二六、 三、三

山口県告示第百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
合同会社たけ はな	宇部市若松町 二番一―号	ヘルパース テーションミ ント	山陽小野田市 中川三丁目一 番一―号	訪問介 護	平成二六、 三、一
株式会社保健 企画	山町一五番二 号	みつば薬局	山一丁目一 七番二―号	居宅療 養管理 指導	〃
株式会社アク トライト	防府市大字田 島五八七の一 号	ポシブル防府 デイサービス センターひか り苑	防府市大字新 田八―八の三 号	通所介 護	〃
社会福祉法人 ひかり苑	光市岩狩三丁 目一番二―号		光市大字三井 一〇四六の一 号	〃	平成二一、 一〇、〃

伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。

一 保安林予定森林の所在場所

山口市下小鯖字芦谷一五八四の一、一五八四の一〇
防府市大字切畑字海老田二六五の一、二六五の二、二六六、二六七、二六八の一、二六九の一、二六九の三、二六九の七、二七〇の二、二七一の二、二九三、字オノ河内二八二の一、字上オノ河内三〇四の一、三〇五・三〇六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三〇八の一、三〇九、三一〇(次の図に示す部分に限る。)、三一三、字笠山三三三の三

周南市大字大潮字甲ノ迫二〇三の二、字甲巡八三三の二(次の図に示す部分に限る。)、字柏木八五八の二四、八五八の二六から八五八の三一まで、八五八の四七、八五八の四八、一三九七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市下小鯖字芦谷一五八四の一・一五八四の一〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

防府市大字切畑字海老田二六六・二六七・二九三・字上オノ河内三〇五・三〇六・三〇八の一・三一三・三一三(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字大潮字甲ノ迫二〇三の二・字甲巡八三三の二・字柏木八五八の二四・八五八の二八・一三九七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

防府市大字佐野字大チラシ二二〇、字小チラシ二二二、大字上右田字城山一六九の一、一六九の三七、二四六の四、一四六の二三、二四六の四、字塔ノ岡二四四の一、二四五の三、二四五の六、字迫二四七の二、二五二の一
岩国市美和町田ノ口字小長谷三三四、二三五の一、二三六、二三七、二三九、二四一、二四三、二四七、二五一、二五六の一

周南市大字大向字座床三七三、字大段三九八の一、字田床四〇〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

防府市大字佐野字大チラシ二二〇・大字上右田字城山一六九の一・一六九の三七・二四六の四・字迫二四七の二・二五二の一(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

岩国市美和町田ノ口字小長谷三三五の一・二三六・二五六の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

周南市大字大向字座床三七三・字田床四〇〇の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百四十六号

共同漁業権の免許の内容たるべき事項及び申請期間等に関する告示(平成二十五年山口県告示第四百五十一号)に係る漁業権につき、平成二十六年四月一日次のとおり漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定による免許をした。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

免許番号	漁業権者の名称及び住所
内共第三号	錦川漁業協同組合ほか二組合 岩国市多田三丁目一〇八の九
内共第四号	三須漁業協同組合 周南市大字須々万本郷一五三の三
内共第五号	錦川上流漁業協同組合 大字鹿野上三二五九
内共第六号	島田川内水面漁業協同組合 岩国市玖珂町六二六九
内共第七号	佐波川漁業協同組合 防府市大字下右田九五六の一
内共第八号	榎野川漁業協同組合 山口市平井三四〇の一
内共第九号	厚狭川漁業協同組合 山陽小野田市大字鴨庄九四
内共第十号	〃
内共第十一号	〃
内共第十二号	吉田川漁業協同組合 下関市大字吉田一三三一の七
内共第十三号	〃
内共第十四号	粟野川漁業協同組合 〃
内共第十五号	〃
内共第十六号	〃
内共第十七号	〃
内共第十八号	〃
内共第十九号	〃

山口県告示第四百四十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三條の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百三條第一項の規定による同意に関する告示(平成二十一年山口県告示第四百八十号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年十二月二十四日限り消滅した。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

白木加入区	橘加入区	上関加入区	徳山市加入区
山口市加入区	彦島加入区	豊浦町加入区	萩市中部加入区

山口県告示第四百四十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三條の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百三條第一項の規定による同意に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十六年二月八日限り消滅した。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

由宇加入区

山口県告示第四百四十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三條の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百三條第一項の規定による同意に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百八十号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年十一月二十八日限り消滅した。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

東和町東部加入区	小野田加入区	厚狭加入区	埴生加入区
下関市東部加入区	〃	〃	〃

山口県告示第百五十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成二十五年山口県告示第九十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十五年十一月二十八日限り消滅した。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

森野加入区 王喜加入区



(一一五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十一月二十六日山口県公告(三九三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年四月十一日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十一月二十六日山口県公告(三九四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年四月十一日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働

部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一一七) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年六月十日(火曜日)及び同月十一日(水曜日)の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室

三 講習の科目及び時間

科	目	時	間
家畜の取引に関する法令		四	
家畜の品種及び特徴		四	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病		六	

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル

ルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼つて、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部企画流通課に提出すること。

五 受講願書の提出期限
平成二十六年五月十四日(水曜日)

六 その他
この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部企画流通課(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(二一八) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(一等磁気測量)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十五年六月三日から平成二十六年三月十四日まで

(二一九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

(一) 電子入札システム用機器 一式
物品等の特質等

(二) 入札説明書及び仕様書による。
使用期間
平成二十六年十二月一日から平成三十一年十一月三十日までの間

(三) 使用場所
山口県土木建築部技術管理課及び山口市熊野町地内

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二三六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十六年四月十一日から同年五月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十一年四月一日から平成二十六年四月十一日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県土木建築部技術管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部技術管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部技術管理課

(三) 受領期限

平成二十六年五月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年五月二十九日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時

平成二十六年五月二十九日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年五月八日午後五時十五分までに山口県土木建築部技術管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年五月十六日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書

3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部技術管理課(電話〇八三一九三三三三六二二)に問い合わせる。以下。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of equipment and software for the electronic bidding system

(3) Use term: From December 1, 2014 to November 30, 2019

(4) Use place: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government and within Kumano-cho, Yamaguchi City

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Technical Management Division, Public Works and Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3623)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 28, 2014 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., May 29, 2014)

(二二〇) 山口都市計画道路事業の施行

山口都市計画道路事業について、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示(平成二十六年中国地方整備局告示第六十三号)があったの

で、次のとおり公告します。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画道路事業三・五・三十柳井田柏崎線

山口都市計画道路事業三・四・三十七新山口駅長谷線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

山口市小郡下郷字渡り上式、字堂の下、字東巻ノ割、字下開作、字番屋下、字下松北及び字下松南地内

(二二) 山口都市計画道路事業の事業計画の変更

山口都市計画道路事業の事業計画の変更について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による告示(平成二十六年中国地方整備局告示第六十二号)があつたので、次のとおり公告します。

平成二十六年四月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画事業の種類及び名称

山口都市計画道路事業三・五・十七泉町平川線

二 施行者の名称

山口県

三 事務所の所在地

山口市滝町一番一号

四 事業地の所在

山口市湯田温泉二丁目、周布町、今井町及び若宮町地内



山口県教育委員会告示第一号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第二項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目について次のとおり指定し、指定を変更し、及び指定を解除した。

平成二十六年四月十一日

山口県教育委員会

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

立修館高等専修学校 下関市小月茶屋三丁目四番二六号

二 指定した連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
指定した連携措置に係る科目
指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス経済

ビジネス経済

原価計算

原価計算

情報処理

情報処理

三 指定を変更した連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

変更前の連携措置に係る科目

変更前の連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

変更後の連携措置に係る科目

変更後の連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ファッションビジネスマス

ビジネス基礎

ビジネス基礎

文書デザイン
コンピュータグラフィックス

電子商取引
プログラミング

電子商取引
プログラミング

四 指定を解除した連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

指定を解除した連携措置に係る科目

指定を解除した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

商業デザイン
計算事務
経営

ビジネス実務
ビジネス実務
ビジネス経済応用

五
指 定、 指 定 の 変 更 及 び 指 定 の 解 除 年 月 日
平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

平成二十六年四月十一日
発行

発行人

山口県知事